

県南広域振興局長告示第118号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年8月18日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北上東和線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市更木9地割47番1地先から15地割35番6地先まで	新	m 33.1～8.0	m 648.0
	旧	20.1～6.8	658.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
- (2) 期間 平成27年8月18日から同年9月18日まで